

市長あいさつ

近年、少子高齢化や家族形態の変化、福祉ニーズの多様化が進むなかで、障がいのある人も、地域で自立した生活が送れるような社会を築いていくことが求められています。

国では、障害者の権利に関する条約の批准をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の施行など、障がいのある人に関わる様々な法の整備が行われてきました。また、障がいのある子どもに対する支援のための法整備も進められ、「障がい児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

今回、こうした社会状況の変化に対応し、障がい福祉施策を一層充実させるため、「津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を新たに策定いたしました。

この計画は、基本理念である「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」をめざし、計画の期間内に整備するサービス提供体制と、取り組むべき施策をまとめたものです。

今後は、障がいのある方やその関係団体、ボランティア団体、地域住民、企業、関係機関等と連携し、本計画の着実な推進を図ってまいります。

この計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました津島市障がい者計画等策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントなどにより、ご協力いただいた多くの市民の皆さまに心から感謝申し上げます。



平成 30 年 3 月

津島市長 日 比 一 昭

～視覚に障がいのある方へ～

この計画の内容を録音したカセットテープの貸し出しを行っています。

貸し出しを希望される方は、福祉課（電話 0567-24-1115）まで、お問い合わせください。

「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字のマイナスのイメージに考慮し、障がいのある人の人権をより尊重する観点から「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称については、これまでどおり「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

※本文中の*マークのついた用語は“資料編5 用語解説”に説明を掲載しています。